

全麵協東日本支部第11回通常総会議事発言要旨

平成30年4月11日(水)

麵業会館(東京都千代田区神田)

一般社団法人全麵協東日本支部規約第8条の規定により、阿部成男支部長が議長となって議事を進行した。

第1号議案 平成29年度事業報告

阿部支部長が総会資料の1Pから7Pについて説明、特に異議は無く、拍手多数により原案通り承認された。

第2号議案 平成29年度事業収支・監査報告

野島靖夫事務局長が総会資料8Pについて説明、野本徳市監事が9Pの通り監査報告を行い、特に異議は無く、拍手多数により原案通り承認された。

第3号議案 一般社団法人全麵協東日本支部規約一部改正案

阿部支部長が総会資料の10Pから12Pについて説明、1月の役員会では副支部長2名を3名に増員する提案をして了解をいただいていた。当初は公募による立候補者が3名にならなかつたらどうしようかとも考えていたが、立候補者が5名になり、選挙を想定した。しかし、選挙にすると2名を落とすことになって折角やる気を持って立候補した者の意欲を欠くことになり、影響も大きくなること、東日本支部が広域であることや正会員数が発足時の3倍になっていること、執行役員として活躍してもらう人数が必要であること等を考慮して、3名ではなく若干名という規定にしたいこと、正会員について新たに年額5,000円の支部会費を集め、事業を効果的に展開したいことを改正の理由として説明し、欠席会員の支部会費への反対意見も紹介した。

加藤憲幹事(全麵協段位認定事業部長)

東日本支部は、他の支部より大きいので、他の支部への影響も考慮して、副支部長の増員の件については、今回限りということにしてもらえればと考えている。

阿部支部長

副支部長の若干名という形への変更は今回限りの対応で、副支部長の適正な数は今後役員会で議論し、総会で決めていきたいと考えている。

加藤幹事

正会員からの支部会費の徴収は、副支部長の増員に伴うものなのか。どういう使い方を考えているのか。

阿部支部長

副支部長を5人に増やしても、副支部長の活動に要する旅費くらいではそんなに大きな負担にはならないと見ている。会費を集めた分は、地域振興とか使い道を十分議論して決めていきたいと考えている。

石野忠秋会員(江戸流手打ちそば青山学舎主宰)

副支部長の若干名への変更は賛成。3名から5名への増員も賛成する。

幹事の現況の人数を見れば、若干名とは言えないのではないか。

幹事の地区別の分布は、都道府県となっているのか。

阿部支部長

幹事は、会員の状況等を考慮して、地域に分けて選出してきた経緯がある。
幹事の若干名という表現をどうするかは、今後検討することとしたい。

石野会員

幹事が他の役員とダブっているのは、どういう理由なのか。他の役員になった場合には、幹事から除くべきではないか。

阿部支部長

幹事は、当初から正会員としての団体を対象と考えていて、必ずしも団体の長に特定しているわけではなく、都合によりその団体を代表して団体所属の誰かが対応すればよいということでこれまでも対応してきている。従って、その団体の代表者が幹事から別の役員となった場合には、幹事は他の者が行うことになり、幹事と他の役員がダブるということはないので、了解願いたい。

石野会員

全麵協の役員を幹事に迎えるのはどうかと思う。幹事の選出区分を見直すべきではないか。

阿部支部長

全麵協の本部役員を幹事に加えていることは、本部と支部を完全に分離しておいて、相互に結果等を報告し合うというやり方よりは、支部の会議の中に複数の本部役員が出席していて一緒に議論するやり方の方が、意思の疎通が円滑で、情報の共有が密にできて効果的ではないかということで、本部に提案して参加してもらっている経緯がある。これは東日本支部が提案して始めたことで、各支部も同様な形になってきている。

根内一彰会員（いわきそば塾塾長）

支部会費を集めることには賛成する。しかし、個人会員から集めるような誤解が生じないように配慮してもらいたい。

阿部支部長

支部会費は、正会員である団体会員と地方公共団体会員から集めるもので、全麵協の個人会員から集めるものでないことは明らかになっているが、各団体でも会員からの問い合わせには丁寧に説明しておいてもらいたい。

板垣一寿会員（蕎麦打ち道場一寿の会代表）

監事は1名となっているが、一般的には一人で監査するよりは複数で対応しているところが多いので、東日本支部は規模も大きい団体ということも考慮し、監事を1名増やして2名としてはどうか。

阿部支部長

監事は、従来から1名でやってきているが、支部長に一任していただき、役員会で決めるようにしてはどうか。

浅見周司会員（つくば蕎麦愛好会）？

役員は、総会で決めるべきではないか。

石野会員

個人会員にも議決権を認めるべきではないか。団体会員には議決権の票数を複数与えることにしてはどうか。

阿部支部長

全麵協は、団体と地方公共団体の正会員から成り立っていて、個人会員は組織運営の主体とはならない形になっている。

議長は、質疑が一段落したところで規約改正について、「副支部長と幹事の適切な定数を時期役員の改選時までには支部役員会で検討し、総会に提案し、議決すること」を条件として付則に明記することで議決を求め、拍手多数により、提案通り議決された。

支部会費の新設については、欠席正会員 1 団体からの F A X による反対意見を讀み上げて賛否を諮ったところ、拍手多数により、提案通り議決された。

議長は、出席会員から提案された監事を 2 名とする動議について、規約第 5 条の 4 号監事 1 名を 2 名にする改正案を議題として提案し、拍手多数により、提案通り議決された。

第 4 号議案 一般社団法人全麵協東日本支部役員選出要綱一部改正案

阿部支部長は、全麵協の理事として支部から推薦する者が平成 3 0 年度から 1 名増えて 2 名になったことに伴い、従来からの支部長に加え 1 名を副支部長の中から推薦することとして、その推薦のやり方を 1 4 P の資料記載のように改正することを提案し、拍手多数により原案通り議決された。

第 5 号議案 平成 3 0 ・ 3 1 年度役員選出案

議長は、立候補の届け出があった 5 名の副支部長候補者について、立候補の表明を求め、各自が意見を表明した。

暫時休憩の間に、支部長と副支部長の候補者が副支部長から全麵協本部の理事に推薦する者を協議し、内定した。新たに監事に立候補する者を募った。

阿部支部長は、平成 3 0 ・ 3 1 年度の全麵協東日本支部役員案について、支部長に阿部成男（再）、副支部長に野上公雄（再）、菅野伸是（再）、安井良博（新）、腰原弘敏（新）、芳田時夫（新）の 5 名を、新たな監事に石野忠秋を、他の役員については 1 7 P 記載の通り提案し、新たな全麵協理事推薦者には菅野伸是を提案し、拍手多数により、提案通り議決された。

宮田優一幹事（群馬奧利根連合そば会代表）

今限りで全麵協の副理事長を退任する意向を表明した唐橋宏氏について、東日本支部の顧問になっていただき、引き続き指導願ってはどうか。

議長は、この動議を議題として取り上げ、総会に諮ったところ、拍手多数により、提案通り議決され、唐橋宏氏が新たに顧問に就任することとなった。

第 6 号議案 平成 3 0 年度事業計画（案）

阿部支部長は、資料 1 8、1 9 P に基づき、平成 3 0 年度の東日本支部の事業計画を説明し、特に異議は無く、提案通り議決された。

第 7 号議案 平成 3 0 年度事業収支予算（案）

野島事務局長が総会資料 2 0 P について説明、数値の集計ミスを修正して提案した結果、特に異議は無く、提案通り議決された。